

# 平成21年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成21年2月26日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1.平成21年2月26日(木)午後2時45分 開会

1.平成21年2月26日(木)午後4時58分 閉会

1.出席した議員は次のとおりである。

1番 佐々木昌志	2番 藤井春雄	3番 佐藤峯夫	4番 伊藤福章
5番 佐藤芳雄	6番 橋村 誠	7番 藤原万正	8番 泉 繁夫
9番 藤田君雄	10番 門脇一男	11番 門脇健郎	12番 武藤 威
14番 佐藤文子	15番 田口喜義	16番 熊谷良夫	

計 15名

1.欠席した議員は次のとおりである。

13番 北村 稔

計 1名

1.地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 石黒直次	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 坂本昇一	
消防長 佐藤富男	消防次長 伊藤正勝	大曲消防署長 高橋庄孝
角館消防署長 菅原達美	消防総務課長 伊藤和美	
介護保険事務所長 佐々木勝	角間川更生園長 樫尾正義	
管理課長 小松英昭	管理課主幹 堂本義則	管理課主席主査 久米 正
管理課主査 藤原忠臣	介護保険事務所主幹 伊藤忠彦	

1.会議の書記は、次のとおりである。

管理課 堂本義則

1.本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- (7) 議案第7号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)

- ( 8 ) 議案第 8 号 平成 2 0 年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- ( 9 ) 議案第 9 号 平成 2 0 年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- ( 10 ) 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- ( 11 ) 議案第 1 1 号 平成 2 0 年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について
- ( 12 ) 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算
- ( 13 ) 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算
- ( 14 ) 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- ( 15 ) 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

副 議 長 ( 佐藤峯夫君 )

副議長の佐藤でございます。

現在議長が欠けておりますので、地方自治法第 1 0 6 条第 1 項の規定により、議長の職務を行わせていただきます。

これより平成 2 1 年第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。管理者から「招集のあいさつ」があります。管理者。

管 理 者 ( 栗林次美君 )

本日、平成 2 1 年第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

始めに、当組合議会の議員構成に変更がありましたので、ご報告申し上げます。

去る 1 月 1 6 日に招集されました大曲市議会臨時会における議長選挙により、入院療養のため勇退された大坂義徳議長の後任として佐々木昌志氏が同市議会議長に当選されております。

佐々木議長には、当組合議会の議員として大曲仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、広域行政に対しましてよろしくご指導、ご協力をお願い申し上げます。

また、大坂前議長には、一日も早い回復をご祈念申し上げます。

今次定例会でご審議をお願いする案件は、あらかじめ送付させていただいている議案書及び説明資料のとおり、条例案 6 件、補正予算 4 件、単行案 2 件及び平成 2 1 年度当初予算 3 件の合計 1 5 件であります。

各案件につきまして、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りして、諸般の報告及び本年度主要事業の進捗状況並びに平成 2 1 年度の主要事業の概要についてご報告をさせていただきたいと存じます。

まず始めに、平成 2 1 年度当初予算の概要について申し上げます。

一般会計と2特別会計を合わせた平成21年度当初予算の総額は、160億2,949万4,000円であり、経常的な経費の抑制に努めたものの、前年度当初との比較で11億2,441万9,000円、率にして7.54%の増となっております。

これは、一般会計では、本年度から法人運営に移行した後三年鴻声の里の建設工事費等に係る助成が必要となることにより民生費が約1億円増額となること、介護保険特別会計では、各種介護サービス給付費の伸びが見込まれることにより保険給付費が約10億3,400万円の大増となること等によるものであります。

また、がん診療連携拠点病院として国の指定を受けた仙北組合総合病院から、当組合に対しがん診療機器の整備等に対する支援要請を受けておりますので、今後5年間、単年度で1千万円を上限として新たに補助金を交付するための予算を計上させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

構成市町負担金につきましては、財政調整基金を前年度と比較して約34%増の約1億3,380万円を取り崩し充当することにより、総額42億9,917万1千円となり、前年度当初と比較して6,904万2千円、率にして1.63%の微増に抑えたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、議案審議において、鎌田副管理者が当初予算についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、消防関係について申し上げます。

昨年12月1日から業務を開始しております西分署の出動状況につきましては、火災出動が4件で、地域別には神岡地域1件、大曲地域2件、西仙北地域1件となっているほか、救急出動が51件となっており、事故等もなく順調に業務が遂行されております。

次に、消防車両の更新事業についてであります。昨年2月に車両整備計画を見直し策定し、消防ポンプ自動車にあっては車令15年、化学車と救助工作車は18年、はしご車は20年、救急車にあっては車令10年又は走行距離10万キロを更新年度の目安としているほか、広報連絡車等の車両につきましては、車令12年を更新年度の目安としており、この更新はリースにより行うこととしております。

なお、平成21年度には、東分署と協和分署の消防ポンプ自動車、合わせて2台、大曲消防署配備の高規格救急車1台、南分署配備の2B型救急車1台、消防本部配備の資機材搬送車1台の更新による購入と、南分署、東分署、西木分署配備の広報連絡車、合わせて3台のリース料を予算計上させていただいております。

また、本年度事業計画により導入いたしました、防火衣100着のリースにつきましては、平成22年度に秋田県総合防災訓練が大仙市を会場に開催される予定であることから、来年度も継続事業として100着のリースを行う予定としております。なお、防火衣更新事業はこの2カ年をもって終了するものであります。

次に、総務省消防庁への消防職員派遣についてであります。昨年10月に行われ

た、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練の際に、総務省消防庁の広域応援対策官から、県の代表代行消防本部である当広域消防本部からの職員派遣の打診があり、平成21年度から1名を消防庁広域応援対策室に派遣することとして、今次定例会に  
関係条例の整備と、派遣に伴う経費の当初予算への計上をお願いしております。なお、派遣期間は、平成21年4月1日からの2年間としております。

次に、消防指令位置情報システムに付加する、携帯電話及びIP電話からの119番発信位置表示システムの整備についてであります。現在消防本部に設置している指令装置には、一般加入電話からの119番発信位置表示システムは整備されておりますが、携帯電話やIP電話からの119番通報は発信位置の特定ができない状況にあります。

近年、急速な携帯電話の普及に伴い、携帯電話やIP電話からの119番通報が年間およそ1,600件、率にしますと23%余りを占めるに至っており、通報を受信する職員のストレスも高まる傾向にあるほか、位置の特定が遅れる事例も散見されております。

こうした中、昨年12月に総務省消防庁から、新発信地表示システムと位置情報通知システムについての整備指針が示され、速やかに新システムに移行する必要が生じたこと、さらには財政負担上の優位性を勘案し、今般、国が行う二次補正の地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業として今回補正予算の計上をさせていただいたところであり、なお、当該予算は来年度に繰越明許し、事業着手は国の基準が示される10月を予定しております。

次に、平成21年度消防職員採用についてであります。昨年10月22日に8名の最終合格者を発表したところでありますが、2名の採用辞退者が出たため、補欠登録候補者に意思確認を行ったところ、1名から応ずる旨の回答をいただいております。残る1名の欠員につきましては、新たに計画している再任用職員の採用を1名増の3名とし、1年間雇用とすることで対応したいと考えております。

次に、斎場関係について申し上げます。

斎場の設備関係についてであります。北部斎場と南部斎場の利用者から要望されておりました飲み物の自動販売機とホールへの暖房機につきましては、昨年の秋に設置を完了しております。

また、懸案となっております老朽化に伴う中央斎場の改築につきましては、同じく老朽化している大仙市営西仙北火葬場との合築も含めた調査検討委員会を立ち上げたいと考えております。

次に、昨年の10月から仙北組合総合病院に機能を移転しました休日救急医療連携事業についてであります。これまでのところ大きな問題もなく順調に推移しているとの報告を受けております。

なお、10月から1月までの4カ月間の状況は、日曜・祝日26日間で1日平均約

15名、延べ389名の方が受診されております。

次に、へい獣保冷センター関係について申し上げます。

年度途中の昨年9月からへい獣処理業者及び運搬業者が交代になったことにより、現在処理料及び運搬料が掛かり増しになっておりますが、来年度からは適切な受益者負担をいただくため、新たな保冷センター使用料及び運搬経費を含んだ処理手数料を設定させていただきたく、今次定例会に關係条例の一部改正をお願いしております。

また、生後24カ月以上の死亡牛については、BSE検査が義務づけられた際、検査円滑化推進のため、検査後の輸送・処理経費については国と広域で全額を補助することにより無料としておりますが、BSE検査体制も既に軌道に乗ったこと、また24カ月未満の死亡牛の処理には負担があるため、24カ月以上の死亡牛の処理との間で制度的な不合理が生じていることから、他の広域の対応も勘案し、平成21年度からは24カ月未満の死亡牛の処理料と同額の負担をお願いすることにいたしたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

次に、法人運営となりました後三年鴻声の里についてであります。来年度はいよいよ移転改築事業年度になることから、本体建築費、設計・工事管理費、ケアホーム2棟の改修費、備品購入費及び旧施設解体撤去費など約7億5千3百万円の総事業費に対する補助金を予算計上させて頂きましたので、よろしくをお願いいたします。

移転改築につきましては、県の補助対象事業に採択され、現在は国との協議を行っているところであります。

最後に、介護保険関係について申し上げます。

平成21年1月分データによる現況であります。管内65歳以上の第1号被保険者は44,962人、要介護認定者は7,558人、サービス利用者は6,237人であり、前年同月比で第1号被保険者が144人、0.3%増、要介護認定者が255人、3.5%増、サービス利用者が328人、5.6%増となっており、この結果、第1号被保険者の認定率は16.2%から16.8%へ、うちサービス利用者の割合は81.0%から82.5%へと上昇しております。

こうした状況から、平成20年度は介護給付費等の増額が見込まれるため、今次定例会において予算の補正をお願いしております。

第4期事業計画につきましては、第3期計画において設定した第5期計画の最終年度となる平成26年度の目標値について、現状を検証・分析し見直すという中間段階の位置づけとなっており、この1年、住民アンケートの実施や構成市町との協議、更には事業計画策定委員会の審議等を経ながら本計画の策定に取り組んでまいりました。

この中で、保険料につきましては、制度改正による第1号被保険者の保険料率の上昇や介護報酬がプラス改定になったこと、今後もサービス利用者の増による保険給付の伸びが予測されること等から、第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,580

円に設定したいと考えております。また、報酬改定による保険料上昇分の約120円につきましては、上昇抑制の観点から半額相当分の約60円が本年度内に国から措置されることになり、その交付金については新たに基金を設けて取り扱うこととしております。このため、今次定例会に介護保険条例の一部改正案と併せまして、介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定案を上程しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、招集の挨拶並びに諸般の状況についての報告を終わらせていただきます。

副議長（佐藤峯夫君）

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、13番 北村 稔 君であります。出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

それでは日程第1「仮議席の指定」を行います。

新しく議員になられた方の「仮議席」は、ただ今ご着席の席を指定いたします。

日程第2「議長の選挙」を行います。

暫時休憩いたします。

大坂議長は、大仙市の議会議長辞職に伴い、自動的に大曲仙北広域市町村圏組合議会議長の職を辞する扱いとなっておりますのでご了承願います。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。「選挙の方法」につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により「指名推選」によりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって「選挙の方法」は「指名推選」によることに決しました。

なお「指名の方法」については、「副議長において指名する」ことにいたしたいと思いますが、これにもご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって「指名の方法」については、「副議長において指名する」ことに決しました。

議長に大仙市議会議長の佐々木昌志君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました佐々木昌志君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって佐々木昌志君が議長に当選されました。佐々木昌志君が議場におりますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。本人から当選のごあいさつをお願いいたします。登壇。

議長 (佐々木昌志君)

ただ今、副議長の指名によりまして全会一致での議長へのご指名をいただきました大仙市議会の佐々木昌志でございます。今般、大坂前議長の辞職に伴っての議長選挙でございますけれども、与えられた時間議長の職務を一生懸命誠心誠意がんばりたいと思いますので皆様方からのご協力とご支援を心からお願い申し上げまして就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

副議長 (佐藤峯夫君)

これもちまして、私の議長の職務が終了いたしました。皆様のご協力を感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、佐々木議長、議長席にお着き願います。

議長 (佐々木昌志君)

この際、議事の都合上暫時休憩いたします。追加議事日程を配布いたします。

(追加議事日程を配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議事を執らせていただきます。よろしくご協力お願いいたします。

お手元に配布いたしました日程表のとおり、本日の日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。従いまして、お手元に配布しました日程表のとおり、本日の日程に追加し議題といたします。

それでは追加日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。議員の氏名とその議席番号を職員に朗読させます。

(職員、堂本が朗読する)

それでは議席番号を朗読いたします。1番佐々木昌志議員、以上でございます。

ただ今朗読したとおり議席を指定いたします。

追加日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において6番橋村 誠君、7番藤原万正君、8番泉 繁夫君を指名いたします。

追加日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」日程第4「議案第2号 一般職の職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例の制定について」日程第5「議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」日程第6「議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」日程第7「議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」日程第8「議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」の6件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長（小松英昭君）

それでは、議案第1号から第6号までを一括してご説明を申し上げます。

始めに、議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、当組合の専任の副管理者の給料月額を引き下げするため、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例について、所要の改正を実施するものでございます。

当組合の専任副管理者の給料月額は、大仙市の常勤監査委員の給料月額に合わせておりますが、大仙市におきましては、逼迫する財政事情を反映し、特別職の給料月額を減額する措置を講じております。当組合でも平成19年度から同様の措置を採っているところであります。大仙市では、報酬等審議会の意見を踏まえ、平成21年度もこの減額措置を継続することとしており、当組合におきましても、大仙市の措置に倣い専任の副管理者の給料月額を2万5,000円引き下げ、月額57万9,000円とする減額措置をさらに1年間継続しようとするものでございます。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、先ほどの管理者のごあいさつにもありましたとおり本年4月から2年間、消防職員1名を総務省消防庁へ派遣することにいたしておりますが、これに伴い民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給する地域手当に関する規定を給与条例に新たに追加するとともに、現在、家賃を支払っている職員が派遣等のため単身赴任をする場合の住居手当に関する規定を追加するほか、所要の文言の整理を行うものでございます。改正の内容であります。地域手当関係につきましては、その月額を、給料、管理職手当、扶養手当の合計額に規則で定める級地区分に応じた割合、今回の派遣先は東京都特別区でありまして、規則において1級地と定めますので、100分の18ということになります。この100分の18を掛けた金額とするものでございます。また、住居手当関係につきましては、単身赴任をした職員の配偶者等が居住する住宅に月額1万2,000円以上の家賃を支払っている場合には、同居していたときに支給されていた住居手当の2分の1を支給するというものでございます。なお、施行日は本年4月1日としておりますけれども、本則では100分の18としている支給率につきましては、平成22年3月31日まではこれを100分の17とする人事院規則の経過措置がありますので、当組合でも規則において同様の規定を設ける旨附則に盛り込んでございます。

次に議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、休祭日救急医療センター機能が昨年の10月1日から仙北組合総合病院に移転しており、9月末をもって同センターは廃止されておりますけれども、代わって年度途中で新たにスタートした休日救急医療連携事業に係る経理を明確に処理するため、同特別会計につきましてはそのまま存続させていた経緯があります。しかしながら、この休日救急医療連携事業に対し広域組合が負担する看護師賃金や医師派遣に要する経費などにつきましては、平成21年度からは一般会計に計上し処理することとしており、この特別会計は本年度末をもってその存立意義を失うこととなりますので、今般、条例廃止のための手続をとるものであります。なお、特別会計が廃止された以後の未収入及び未支出の整理するため、附則において、地方自治法に規定する出納整理期間と同様の期間を設ける旨を規定しております。

次に議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

先程の議員全員協議会でもご説明申し上げましたけれども、本年度は法律の定めにより3年毎に見直しの上策定することとされている介護保険事業計画の策定年度に当たっており、成果品が完成次第、議員の皆様にも配付をさせていただく予定でありますけれども、本年度内に平成21年度から平成23年度までの第4期事業計画を策定することになっております。この計画策定の際には、当然、当該期間の介護保険料を定める必要がありますけれども、この介護保険料につきましては、条例で規定することが義務付けられておりますので、今般、介護保険条例の一部を改正することによりまして、第4期計画期間における保険料を設定しようとするものであります。改正の内容につきましては、いわゆる第1段階から第6段階までの保険料率を、それぞれ議案記載のとおり引き上げることとなっておりますが、基準となる第4段階で第3期計画と第4期計画とで比較してみますと、月額が3,990円から4,580円となり、590円、年額では7,080円、率にしますと14.8%の増となるものであり、本年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、センター保冷库の使用料と死亡獣畜の処理手数料を全面的に規定し直すほか、所要の条文整理を行うものでございます。

当組合へい獣保冷センターの現在の保冷库使用料は、当時の化製処理委託料をベースとして、平成18年4月に改定したものであります。昨年11月の定例会でもご説明申し上げますとおり、昨年9月から化製処理業者及び収集運搬業者が岩手県から青森県と宮城県の業者に変更となったことにより、処理委託料及び畜種区分が変更になったことに加え、新たに収集運搬料及び積み込みに必要な重機の維持管理費が掛かり増しの状況となっております。このようなことから、これを契機といたしま

してに、1つにはへい獣保冷センターの保冷库の維持管理に要する経費、1つには死亡獣畜の処分にかかる経費、1つには収集運搬費の3本立てによる経費の試算を行ったうえで、今般新たな保冷センター使用料及び処理手数料を設定し、事業を行っている農家の皆様に適正なご負担をお願いすることとしたものであります。今回定める使用料・手数料の内容でありますけれども、まず使用料関係につきましては、保冷库維持管理費を別表第1として規定しておりまして、圏域内利用者は無料とし、圏域外の利用者につきましては年間経費から割り出した額1頭当たり5,200円を負担していただくこととしております。次に、処理手数料関係につきましては、処分に要する経費と収集運搬に要する経費を合算したものを別表第2として規定しております。この手数料の内訳でありますけれども、死亡獣畜の処分にかかる経費として、議案説明資料3ページの表にもありますけれども、圏域内の利用者については処理委託料の約半額を、圏域外の利用者につきましては処理委託料の全額を負担していただくこととしたほか、処理業者側の配慮によりまして、生後3日以内に死亡した獣畜につきましては、蓄種に関係なく、条例上では収集運搬料のみの料金として規定することになりますけれども、実際には無料とする旨を新たに盛り込んでございます。また、収集運搬に要する経費につきましては、圏域内の利用者につきましては処分費と同様所要額の約半額にあたる1頭あたり800円、圏域外の利用者につきましては全額となる1頭あたり1,500円をそれぞれ負担をしていただくこととしておりまして、施行日を本年4月1日とするものでございます。

次に議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、平成21年度に実施される介護報酬の引き上げにより、介護従事者の処遇改善を図ると同時に、この報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制し、被保険者の負担を軽減することを目的にいたしまして「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が国から交付されることになりましたが、今般、この交付金を適正に管理・執行するための新たな基金を設置する必要性が生じたため、当該基金の根拠となる条例を制定しようとするものでございます。条例の内容でありますけれども、他の基金条例と同様に、基金の額、管理方法、運用益の処理方法のほか、繰替運用や処分について規定するものであります。交付金を利用した事業が終了した場合には、この基金は廃止するものとし、基金に残額があった場合には国庫に返還することといたしております。

なお、条例の施行日でありますけれども、この交付金が本年度内に交付されるということになっておりますので、公布の日とするものでございます。

以上、議案第1号から議案第6号までを一括してご説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

議長 (佐々木昌志君)

介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

先ほどの全員協議会での佐藤文子議員のご質問に対し、お答え申し上げたいと思います。

地域支援事業の概況でございます。構成市町ごとのデータでありますけれども、地域支援事業対象者であります。大仙市が28,087人、仙北市が10,014人、美郷町が6,888人の合計44,989人となります。平成20年度のデータで申し上げます。このうち、生活機能の低下が疑われる特定高齢者の人数でございますけれども、大仙市が1,406人、仙北市496人、美郷町476人の合わせて2,378人となっております。こうしたことから地域支援事業においては特定高齢者向けと一般高齢者向けの二つに分けて実施しているところでございますけれども、特定高齢者向けの介護予防事業の実施状況でございます。通所型、運動器の機能向上にいらした方が大仙市91人、仙北市18人、美郷町0、合わせて109人。次に栄養改善これが大仙市10人、その他0。それから口腔機能の向上これについては大仙市19人、仙北市25人、美郷町20人、合わせて64人となっております。それから特定高齢者の訪問型、これにつきましては利用が少なく、栄養改善において仙北市3名、美郷町6名の9名。閉じこもり等予防支援につきましては仙北市の6名となっております。それから一般高齢者向け介護予防事業でございます。これにつきましては介護予防教室や講演会、相談会の開催ということで20年度は大仙市が49回の開催で1,795人、仙北市が158回の開催で2,100人、美郷町が32回の開催で935人、合わせまして239回4,830人の参加を得ております。その他の包括的支援事業さらには任意事業等の詳細につきましては、この後策定される第4期介護保険事業計画書に記載されておりますので、成果品が出来次第、議員各位に配布させていただきますのでご覧になっていただきたいと思っております。以上であります。

議長 (佐々木昌志君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。14番佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

私は、議案第4号の大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部改正に反対の立場から討論を行います。本案は保険料の値上げであります。介護保険準備基金の繰り入れなどによって値上げ幅は小規模にしたとはいえ、基準額で年間7千円もの負担増となるのは高齢者には耐え難いものだと賛成はできないものであります。介護保険は高齢化率が高くなればなるほど又、サービス基盤が充実すればするほど保険料や利用

料に重なってくるという制度上の根本問題があります。こうなっているのも国の負担率が、介護保険が始まった当初は50%あったものを負担率20%台に下げていくといった社会保障費の削減こそが介護保険の運営を困難にさせているのだと思います。こういった問題を国政の場で改善を求めて反対討論としたいと思います。

議長 (佐々木昌志君)

ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声)

これにて討論を終結いたします。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案につきましては、異議がございましたので、起立による採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成13名、反対2名)

着席願います。起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第7号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)」日程第10「議案第8号 平成20年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第2号)」日程第11「議案第9号 平成20年度大曲仙北広域休祭

日救急医療センター特別会計補正予算(第2号)」「日程第12「議案第10号 平成20年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)」「日程第13「議案第11号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」の5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長 (小松英昭君)

議案第7号から第10号までの平成20年度2月補正予算と、議案第11号平成20年度組合経費に係る負担金の一部変更につきまして、一括してご説明申し上げます。議案説明資料5ページの総括表をご覧ください。

平成20年度最終となります今回の補正予算につきましては、一般会計が9,336万9千円、角間川更生園特別会計が1,371万9千円、介護保険特別会計が4億6,787万2千円のそれぞれ増額、一方、救急医療センター特別会計は89万1千円の減額で、合計では5億7,406万9千円の増額となり、補正後の予算総額を155億343万7千円とするものでございます。

始めに、議案第7号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料は6ページ、7ページとなります。

今回の補正につきましては、衛生費、消防費及び諸支出金の増額補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,336万9千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ28億1,546万3千円とするものであります。

予算の内容について歳入からご説明いたします。補正予算書は7ページからご覧ください。1款分担金及び負担金の1,334万2千円増であります。消防費負担金の増額をお願いするものであります。内訳であります。西分署建設事業費分につきましては、不用額の980万8千円を減額・返還するものであります。また、消防指令センター改修費分の2,315万につきましては、本年度中に計上する必要があることから、構成市町にも予算措置をお願いするものでございます。なお、構成市町の財源であります。西分署建設には合併特例債が、指令センター改修には国の2次補正予算で示されている「地域活性化・生活対策臨時交付金」が充当されるものでございます。3款財産収入の37万2千円増は、財政調整基金利子の増額分でございます。4款繰入金2項特別会計繰入金は、6,923万4千円の増額であり、財政調整基金に積み立てるための各特別会計からの繰入金でございます。内訳は、1目角間川更生園特別会計繰入金が1,016万2千円、2目休祭日救急医療センター特別会計繰入金が6万2千円、3目介護保険特別会計繰入金が5,901万円のそれぞれ増額となっております。5款繰越金は、903万円の増額であります。前年度繰越金を全額計上するものであります。6款諸収入の139万1千円増は、組合預金利子の増額分で

あります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は9ページからとなります。

4款衛生費1項1目斎場費は、53万6千円の増額であり、内訳は、昇格により生じた人件費の不足分を予算措置するものであります。6款消防費1項2目施設整備費は、1,334万2千円の増額であります。委託料の増は、平成16年度に構築しました高機能消防指令センターの改修経費の計上をお願いするものであります。改修の内容であります。現在の119番通報につきましては、一般加入電話に限り瞬時に発信元情報が表示されるシステムとなっておりますけれども、近年、IP電話や携帯電話からの通報が急増していることから、今般、これらについても発信元情報が把握できる「統合型位置情報通知システム」を整備するための予算措置をお願いするものであります。なお、改修の内容が明らかとなる時期が平成21年6月頃であるため、全額繰越明許して平成21年度中に事業実施するものであります。工事請負費と備品購入費の減でありますけれども、西分署建設関連事業費の確定により生じた契約差額分を減額するものであります。8款諸支出金1項1目財政調整基金費は、7,949万1千円の増額であります。一般会計を含めた各会計繰越金の未補正分や財政調整基金利子増額分、組合預金利子増額分を積み上げるものでございます。

次に、議案第8号 平成20年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の12ページ、議案説明資料は8ページとなります。

今回の補正は、事務費と諸支出金の増額補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,371万9千円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ2億6,647万6千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。補正予算書の17ページです。1款自立支援費は、361万円の増額であり、内訳は、利用者の長期入院や外泊日数が少なかったことによる施設入所自立支援費の増が300万円、利用者が増加したことによる短期入所事業自立支援費の増が61万円となっております。2款分担金及び負担金1項2目利用負担金につきましても、1款と同様の理由で増額となったものであります。6款繰越金は、936万9千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書の18ページです。

1款事務費は、355万7千円の増額であります。内訳は、異動等に伴う人件費不足分であり、自立支援費を財源とした予算措置をお願いするものでございます。7款諸支出金1項1目一般会計繰出金は、1,016万2千円の増額であります。繰越金等を一般会計に繰り出し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第9号 平成20年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の21ページをお開き願います。議案説明資料は9ページとなります。

今回の補正は、本年度末の会計廃止に向け、繰越金が生じないような歳入歳出の補正を行うものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万1千円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ1,175万5千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書の26ページをお開き願います。

1款診療収入は87万6千円を、5款諸収入は1万5千円をそれぞれ実績に合わせて減額するものであります。

次に、歳出につきましては、補正予算書の27ページであります。

1款衛生費は、実績により65万3千円を減額するものであります。3款諸支出金1項1目一般会計繰出金は、財政調整基金への積立金を6万2千円増額するものであります。4款予備費につきましては、全額を減額するものであります。

次に、議案第10号 平成20年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書は28ページ、議案説明資料は10ページからとなります。

今回の補正は、総務費、保険給付費、基金積立金及び諸支出金については増額、地域支援事業費については減額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,787万2千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ124億974万3千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は33ページからとなります。2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金は、2,253万9千円の増額であります。内訳は、1節介護給付費負担金の増額は給付実績の増、2節地域支援事業費負担金の減額は事業実績の減、3節職員給与費等負担金の減額は人件費の減、4節事務費負担金の増額は事務経費の増によるものであります。4款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金62万円の減と、2項国庫補助金1目調整交付金5,372万円の増は、いずれも給付実績に合わせて補正するものであります。同じく国庫補助金2目地域支援事業交付金28万3千円の減は、事業実績によるものであり、その内訳は、介護予防事業分が662万1千円の減、包括的支援事業・任意事業分は633万8千円の増となっております。今回、2項国庫補助金に新設する3目介護保険事業費補助金には、介護保険法改正に伴うシステム改修費補助金として260万5千円を計上するものでございます。また、4目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金も新設であり、これには第4期の介護報酬改定に伴う急激な介護保険料の上昇を抑制するために20年度中に交付される9,915万9千円を計上するものであります。5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、1億1,555万1千円の増額であり、その内訳は、20年度の給付実績による増額分が6,415万3千円、19年度の給付費確定に伴う追加交付分が5,139万8千円となっております。2項県補助金1目地域支援事業交付金は、14万2千円の減額であり、内訳は、介護予防事業分が330万9

千円の減、包括的支援事業・任意事業分は316万7千円の増であります。6款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は6,059万9千円の増額、2目地域支援事業支援交付金は、821万円を減額するものであります。なお、5款と6款の補正につきましては、すべて保険給付費と地域支援事業費の実績に伴う増減であります。7款財産収入の106万円の増は、介護給付費等準備基金利子の増額分であります。8款繰入金1項1目介護給付費等準備基金繰入金の1,680万5千円の増は、給付実績の増による基金取崩金の増額であります。9款繰越金は、前年度繰越金を全額計上するものであり、1億508万9千円の増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は36ページから、議案説明資料は12ページをお開き願います。

ここで、議案説明資料の訂正をお願いいたします。13ページであります。介護保険の歳出のところであります。6款1項の基金積立金の介護従事者処遇改善臨時特例交付金の目番号が1番となっておりますけれども2番の誤りでございます。2とご訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。説明を続けさせていただきます。12ページです。

1款総務費1項1目一般管理費は、405万円の増額であり、その内訳は、異動によって生じた人件費不用額の減額と、介護保険法改正に伴うシステム改修経費を予算措置するものであります。3項介護認定審査会費の320万円の減は、介護認定申請件数の減により生じた認定審査会委員報酬や主治医意見書作成料等の不用額と、契約差額により生じた備品購入費の不用額とをそれぞれ減額するものであります。1款総務費のうち、人件費の減額により歳入2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金の3節職員給与費等負担金が減額となり、人件費を除いた経費の増額によって4節事務費負担金が増額するものであります。2款保険給付費1項1目介護サービス給付費は、1億6,850万8千円の増額であります。この理由は、施設サービスにおいては利用実績が見込みをやや下回ったものの、デイサービス、ショートステイ、訪問介護等の居宅介護サービス部分の利用増が著しかったことによるものであります。2目介護予防サービス給付費の1,736万5千円の減については、利用実績が見込みを下回ったことが原因であります。2項1目その他諸費は、44万7千円の増であり、内訳は、介護サービスの利用増に伴い、国保連に支払う審査支払手数料も増額となるものであります。3項1目高額介護サービス費の1,930万円の増及び4項1目特定入所者介護サービス費の2,459万5千円の増は、いずれも低所得者の利用増に伴う増額であります。2款保険給付費全体では、1億9,548万5千円の増額となっております。これにより、歳入2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金の1節介護給付費負担金、4款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、5款県支出金1項1目介護給付費負担金、6款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金が、法定割合によってそれぞれ変動するものであります。3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費

は、2,648万4千円の減額であり、これは、特定高齢者把握事業実績が見込みを下回ったことなどにより、構成市町への事業委託金が減額となったことが原因となっております。2目包括的支援事業・任意事業費の1,564万9千円の増は、法改正に対応するための地域包括支援センターシステムソフト購入費の計上や、センターの人員費増に伴う委託料の増額などによるものであります。なお、3款地域支援事業費全体では1,083万5千円の減額となっており、これによって歳入2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金の2節地域支援事業費負担金、4款国庫支出金2項2目地域支援事業交付金、5款県支出金2項1目地域支援事業交付金、6款支払基金交付金1項2目地域支援事業支援交付金が、法定割合によってそれぞれ変動するものであります。6款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金は、8,49万6千円の増額であり、繰越金に含まれていた19年度の保険料や、19年度の給付実績に伴う県負担金追加交付金等を、今後の給付費に充てる財源として積み立てるものでございます。新設する1項2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金には、歳入4款国庫支出金2項4目の交付金9,915万9千円を積み立てるものでございます。この基金は、先の条例案でもご説明申し上げたとおり、第4期の介護報酬改定に伴う急激な介護保険料の上昇を抑制するために交付された交付金を明確に管理する目的で設立するものでございます。8款諸支出金1項2目償還金は、4,010万7千円の増額であります。内訳は、平成19年度実施いたしましたシステム改修事業に係る国庫補助金の精算に伴う返還金や、過年度の給付費及び地域支援事業費負担金等の精算に伴う国・県への返還金であり、いずれも前年度繰越金等を財源とするものでございます。2項1目一般会計繰出金は、5,901万円の増額であります。繰越金を全額計上し、一般会計に繰り出した後、財政調整基金に積み立てるものであります。

最後に、議案第11号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更についてご説明申し上げます。

議案説明資料の14ページをご覧ください。

本案は、大曲仙北広域市町村圏組合規約第11条第2項の規定によりまして、平成20年第1回臨時会で議決をいただいた議案第26号の一部変更について、議会の議決を頂こうとするものであります。

ただいまご説明いたしました、議案第7号大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)を受け、消防費負担金については1,334万2千円を、議案第10号大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)を受けまして、介護保険費負担金については、2,253万9千円をそれぞれ増額いたしまして、平成20年度の負担金総額を、大仙市は26億2,995万3千円、仙北市は9億4,750万9千円、美郷町は6億8,372万1千円、合計で42億6,118万3千円とさせていただくものであります。

以上、議案第7号から第10号までの平成20年度2月補正予算と、議案第11号

平成20年度組合経費に係る負担金の一部変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

議長 (佐々木昌志君)

これより、質疑に入ります。議案第10号につきまして質疑の通告がありますので、発言を許します。14番佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

議案6号との関連で、補正予算の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金との関連でお尋ねしたいと思います。この基金は、介護従事者の劣悪な賃金又離職率が高いといった深刻な人材不足が介護保険の現場にはあるということ为背景としてできた診療報酬の改定ということになる訳ですけれども、今回の介護報酬は2.8%と先ほどあった訳ですけれども、しかし介護報酬2.8%といった報酬が一律に全ての各事業所の介護労働者にいく訳ではなさそうであります。いろいろ事業所が試算したところ、報酬が減るところが出てくるということが分かってきました。今回の報酬改定は、介護サービスの基本報酬には変更をほとんど行わず、基本報酬の上に乗る加算からなる部分なわけで、その加算の部分の報酬改定が行われたようであります。ですからこの加算取得ができる要件を満たさなければ、今回の介護報酬の2.8%引き上げが適用できない、採用できない施設もあるというのが現実のようであります。人員に着目した加算も多く、常勤者や3年以上の勤続者、或いは介護福祉士の有資格者を一定割合以上雇う事業所を優遇しているというのが今回の介護報酬の中身のようであります。今回の措置で、厚生労働省の説明では3割から4割がこの加算を取れない事業所が出てくるのではと言われております。それは特に財政に余裕のない小さな事業所ほど不利であるとも言われておりまして、グループホームなどは単価が下がるとも言われている訳です。この広域圏内にはグループホームの建設はここ2・3年で大変多く出ましたので、三十数カ所のグループホームが建設された訳ですが、今回の介護報酬引き上げがこうしたグループホームなどには適用できないというふうな心配もあるわけです。介護報酬引き上げのプラスの影響を全く受けない施設の現状はどうなっているのか一つは教えていただきたいと思っております。それから、介護労働者の賃金体系に、公立、民間、規模別等で格差はどれ位あるのかを差し支えなければ教えていただきたいと思っております。最後に当広域における介護労働者の離職率というものがどうなっているのかこの3点についてお尋ねしたいと思います。

議長 (佐々木昌志君)

14番佐藤文子君の質疑に対する答弁を求めます。介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに介護報酬の引き上げについてでございますが、引き上げの目的としましては

議員ご指摘の「介護従事者の人材確保と処遇改善」でございます。これに加えて「医療との連携や認知症ケアの充実」、また「効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証」という3つの基本的な視点に立って改定が行われるものでございます。この改定による各種介護施設への影響であります。引き上げの内容につきましては、基本報酬部分が引き上げられるものと議員ご指摘の加算により引き上げられるサービスの二つに分けられると思っております。基本部分が引き上げられるサービスとしましては、訪問介護、短期入所、特別養護老人ホームなどがあります。また、人員配置やサービス提供内容などに対する評価として加算による報酬引き上げが行われるサービスには、通所介護、地域密着型サービスのうちの小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などが挙げられます。小規模事業所の一つであるグループホームでございますけれども、基本報酬部分については変更はございませんけれども、新たに7種類の加算が設けられることとなります。具体的には、認知症に関するより専門的なサービスの提供や、一定の割合で介護福祉士等の有資格者や3年以上の経験者また常勤の職員の配置によって報酬が増額されることとなります。以上述べましたように、この度の報酬改定では、負担の大きな業務への評価により基本部分が引き上げられるケースと、より良い質の高いサービスを提供することにより加算によって評価されるケースがございますので、中には現状維持の事業所もございませんけれども、少なくとも当管内においてはマイナスに作用する事業所はないものと考えております。

次に、「介護従事者の賃金体系等」についてでございますけれども、昨年9月に第4期事業計画策定に当たって実施しました管内の介護事業所のアンケートがございますので、その結果からご説明したいと思います。アンケートは自治体運営を除く79法人を対象に実施しております。その結果、9割以上の事業所から回答を得ており、この範囲内においてのデータとなります。これによりますと、各法人の規模や開設年次、また従業員の平均年齢等の違いなどございますが、介護職で正職員の賃金は、事業所別平均で月額13万4千円から24万8千円となりました。全体の平均では約17万6千円、平均年齢は35歳となっております。また、「介護従事者の離職率」につきましては当事務所としましては特段把握はしておりませんが、参考までに、これもアンケート結果からですが、過去1年間の採用者数と退職者数を比べますと、正職員・臨時職員によらず採用者数の方が多いという結果になっております。看護職員等の専門職や事務員を含めた合計では、1,401名の従業員のうち296名がこの1年以内に退職し、新たに採用者が481名となっております。採用者数は退職者数の1.6倍と言う結果となっております。こういうことから当管内では、近年新たに事業を開始または拡大する事業所が増えておりますので、介護業界の雇用の流動化は進んでいるものの、処遇待遇が原因による介護業界からの離職者は少ないものと考えておるところでございます。以上です。

議長 (佐々木昌志君)  
14番、再質問はありませんか。

議員 (佐藤文子君)

最初の介護報酬の件でありますけれども、専門的なサービスの提供や、有資格者や3年以上の経験者の配置だとか、こういう事が出来る、しているグループホームであれば加算はもちろん有るわけですが、現状は9人の入所者を見るスタッフの体制というものはどこでも夜は1人とか2人、あるいは日中本当に少ない人数をローテーションを組みながらやっているというのが現状だと思います。そういう意味で実際問題グループホーム等は、33施設ほどあるわけですが、そういったところでは今回の報酬は体制等の問題ではあまりそのメリットが出てこないのが現状じゃないかと思ったわけで、あえてこの問題を聞いたところでした。その辺をもう一度お答えして頂ければと思います。それでもう1つは、賃金等の格差の問題ですけれども正職員ですらこれだけの格差がある。平均で17万数千円ですが、13万4千円から24万8千円と大きな開きが現実問題あるわけですが、こういったいわゆる低賃金グループが、それこそあちこちのグループホームのような小規模施設の職員の処遇の実態なのではないかというあたり、アンケートの結果からそのへんが読み取れないものかどうかもう一度その辺をお聞きしたいと思います。それから離職率の問題ですけど、施設がたくさん出来てきておりますので、当然職員は増えると思います。でも退職された方が296名もいて、その方々がまた別の施設に行くという、いわゆる出たり入ったりするそういった職場の実態が見受けられる訳ですが、このたびの介護報酬の引き上げとの関連で結構大きいところで報酬引き上げの加算要件を満たすために、介護職の引き抜きがあちこちで起こっているという話もちろほと伺いますので、もしかするといわゆる人材不足というもので大変困るといった施設も出てくるのではと、その点で動きの大きいのがグループホームなのではと私は考えますがその辺はいかがですか。この3つについてお答えいただきたいと思います。

議長 (佐々木昌志君)

答弁を求めます。介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

介護報酬についてただ今申し上げたように、基本部分が上がるものと、加算によって上がるものの2つに分かれます。先ほど申し上げたようにグループホームについては、基本の報酬は据え置きで質の高いサービスを提供することにより加算されることとなります。全ての事業所が対象にならないということは、あくまでもサービスの質を上げる、内容を良くするという事を国の方で目指したことであって、現況のままでは現況ですけれども、資格のある人を置く、経験の長い人を置く若しくは研修の受けた人を置くということによって、やらないところとやるところで同じ報酬では具合が悪いのではということがあるのではないかと考えております。施設ごとでございま

すけれども、やはり規模の大きい、アンケートからの結果からですけれども、特養若しくは老健の方が平均が高いし、グループホーム等の施設の平均は低い。やはり、平均年齢とか勤務年数とかが違いますし、必ずしも同じレベルにするのは難しいとは思っております。ただし介護士に限ってみますと822人おりましたが、その中の常用正職員が716人、臨時・パートが106人と予想よりも常用の正職員がおるなと思っております。そういうことから、グループホームなどであっても職員全員を常用にしているところもあれば、中にはパートが多いというさまざま形態がございますので、ある意味グループホーム自体がお互い待遇面や雇用面で競争になるのかなという思いをしているところでもあります。なかなか経営者の考え方等により人材の確保につきましては、それ相当にあると思しますので、わたしどもの入り込めないところがございますし、良くやっている事業所の例を参考に、なるべく加算が採れるような職員を採用し、がんばっていただきたいという形で実地指導等を行いたいと思っております。以上実態調査からの感想というところでございます。

議長（佐々木昌志君）

以上で通告による質疑を終わります。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声）

討論なしと認めます。

これより「議案第7号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第8号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第9号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第12号 平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」  
日程第15「議案第13号 平成21年度 大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算」  
日程第16「議案第14号 平成21年度 大曲仙北広域介護保険特別会計予算」  
日程第17「議案第15号 平成21年度 大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について」の4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

それでは議案第12号から第14号までの平成21年度当初予算と、議案第15号の平成21年度組合経費に係る負担金について、一括してご説明申し上げます。それでは、はじめに議案説明資料の15ページをお開き頂きたいと思います。はじめに総括表をご覧いただけますけれども、全会計の総額であります。160億2,949万4千円となっております。前年度当初比較で11億2,441万9千円、率にして7.54%の増となるものであります。一般会計では、後三年鴻声の里の建設事業に対する法人助成費等による増、また、介護保険特別会計においては保険給付費等の伸びによる増であります。休祭日救急医療センター特別会計は、先の条例案説明でも申し上げましたとおり平成20年度末で廃止となるものであります。

それでは、各会計毎の主な項目について、順次ご説明をさせていただきますが、議案説明資料と予算書を参照しながらお聞きいただければと存じます。

はじめに、議案第12号 平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億9,327万7千円で、前年度当初比較で8,268万4千円、率にして3.05%の増となっております。歳入からご説明いたしますので、予算書の方は7ページからご覧頂きたいと存じます。

1款分担金及び負担金は、24億8,160万8千円であります。事務費、社会福祉法人助成費、斎場費、病院群輪番制事業費、休日救急医療連携事業費、がん診療連携拠点病院支援費、へい獣保冷センター費、消防費に係る負担金を構成市町に求めるものであり、歳入総額の88.8%を占めております。うち、休日救急医療連携事業とがん診療連携拠点病院支援については新設の負担金であります。増額の著しい法人助成費負担金は、後三年鴻声の里移転改築事業の建築年度にあたっていることによるものであり、大幅な減額となった消防費負担金については、西分署の建設事業が20年度で終了したことによるものであります。また、消防費負担金22億3,211万1千円には、702万9千円の特別負担金が含まれておりますけれども、この内訳は、

はしご付き消防自動車改修事業に係る償還費として、平成18年度実施の大曲消防署配備車輛分が263万5千円の大仙市の負担、19年度実施の田沢湖分署配備車輛分が223万3千円の仙北市の負担などとなっております。2款使用料及び手数料は、2,528万9千円であります。このうち、3斎場の使用料が2,220万4千円のほか、へい獣保冷センター使用料とへい獣集荷処理手数料、危険物貯蔵設備の検査手数料などであります。なお、へい獣関係の使用料と手数料につきましては、先にご説明いたしました条例案に伴う料金改定により、前年度に比較して増減が生じる結果となっております。3款 国庫支出金は、1,208万7千円であり、大曲消防署配備の高規格救急車の更新に係る補助金であります。5款 繰入金は、1億3,379万6千円となっております。説明資料の22ページをご参照願いたいと存じますが、基金繰入金は、一般会計及び各特別会計の財源充当分として財政調整基金を取り崩すものであります。平成21年度は、一般会計分では前年度比較1,900万円の減、角間川更生園特別会計分と介護保険特別会計分は前年度と同額となっているほか、後三年更生園特別会計分と救急医療特別会計分を全額取り崩すことによりまして、取り崩し額は前年度比較で3,379万4千円の増、取り崩し後の残額は約5,901万4千円となる見込みでございます。なお、後三年分については、施設建設年度の構成市町負担を軽減する目的で積み上げておいたものでございます。議案説明資料は15ページにお戻り願います。各特別会計繰入金は、20年度決算に伴って生じる繰越金を財政調整基金に積立てるために繰り入れるものであり、当初予算におきましては存置計上としております。議案説明資料の16ページになります。6款 繰越金は、前年度繰越金として存置の計上となっております。7款 諸収入は、5,919万5千円であります。主な内訳は、社会福祉法人水交會貸付金の返還金38,000千円、県消防学校等への派遣職員人件費交付金16,040千円、秋田自動車道救急業務支弁金4,696千円などであります。8款 組合債は、8,130万円であり、消防車輛4台の更新に係る借入分であります。なお、高規格救急車につきましては、構成市町にとって財政的に有利な、合併特例債を財源とさせていただくものでございます。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書では11ページからになります。1款 議会費は、53万6千円で、内訳は、議員報酬と費用弁償等であります。2款 総務費は、7,975万4千円であります。一般管理費では、人件費が6,387万8千円と80.2%を占めており、他に一般事務経費と、交流センター内の広域事務所経費として大仙市への負担金89万7千円や職員互助会交付金150万円等でございます。 監査委員費は、報酬や費用弁償等、11万円の計上であります。3款 民生費は、1億8,068万9千円で、前年度当初比較で9,991万6千円の増となっております。大幅な増額となっております社会福祉法人助成費は、お配りしている参考資料に内訳をお示ししているとおり、後三年鴻声の里建設事業関連経費等に対する補助金でございます。4款 衛生費は、1億82万4千円でございます。斎場費は、5,

984万8千円で、前年度当初比較で423万1千円の減額であり、これは、職員の定年退職に伴う交代人員を21年度から派遣職員としたことによるものであります。このほか主な経費は、毎年度実施している火葬炉の補修工事費や火葬用燃料費等でございます。病院群輪番制事業費は、2,489万6千円で、仙北組合総合病院、大曲中通病院、角館総合病院に対する事業費補助金であります。

休日救急医療連携事業費は、608万円ですが、これは特別会計に計上していたものを、機能の移転による事業内容や事業費のスリム化に伴い、21年度からは一般会計に予算計上して運営するものでございます。経費の内容は、看護師賃金や医師派遣負担金などでございます。

がん診療連携拠点病院支援費は、1,000万円の新規計上でございます。管理者あいさつでもありましたとおり、広域圏唯一のがん診療連携拠点指定病院である仙北組合総合病院に対しまして、その重要性に鑑み、がん診療機器整備関連経費への支援として、単年度1,000万円を5年間にかぎり補助するものでございます。5款 農林水産業費は、477万9千円で、へい獣保冷センターに係る経費でございます。議案説明資料の17ページをご覧ください。6款 消防費は、22億7,002万1千円で、前年度当初比較で2,390万6千円の減となっております。常備消防費は、21億4,171万7千円で、前年度当初比較で4,309万円の増となっております。人件費の占める割合が93.6%となっております。主な新規事業等を申し上げますと、管理者あいさつでも申し上げましたとおり、総務省消防庁への職員派遣に係る経費として395万7千円、20年度に引き続いての防火衣更新100着のリース料として179万円、車輛更新計画に基づく広報連絡車3台のリース料として131万7千円などとなっております。

また、施設整備費は、1億2,830万4千円で、前年度当初比較で6,699万6千円の減となっており、これは、西分署建築工事が終了したことによるものでございます。21年度分の施設整備費の計上分は、車輛5台の更新経費であり、その内訳といたしましては、東分署のCD-1ポンプ車3,176万1千円、経過年数20年。

協和分署のCD-1ポンプ車3,176万1千円、これは19年経過しております。また、大曲消防署の高規格救急車3,788万3千円、10年が経過してございます。南分署の2B型救急車2,147万7千円でございますして13年が経過してございます。また、大曲消防署の資機材搬送車533万8千円でありまして20年が経過してございます。7款 公債費は、8,467万円でございます。消防施設整備事業債に係る償還費が多くを占めているほか、角館救急医療センター建設事業債の償還金と一時借入金の利子を計上しております。なお、仙北市の特別負担による角館救急医療センターの償還は、平成21年度をもって終了でございます。8款 諸支出金、7,000万4千円は、基金取崩分の各特別会計への繰出分等でございます。9款 予備費は、前年度同額の200万円の計上であります。

次に、議案第13号 平成21年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算 についてご説明いたします。予算書は26ページになります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,584万5千円で、前年度当初比較で401万1千円、率にして1.59%の増となっております。

歳入からご説明いたします。予算書の方は31ページからとなります。1款 自立支援費は、1億6,596万2千円で、施設入所分、短期入所事業分、共同生活援助事業分及び指定相談事業分を計上しております。2款 分担金及び負担金は、5,663万4千円であります。構成市町負担金1,832万8千円は、前年度当初比較で414万9千円の増となっておりますが、これは、後でご説明させていただく歳出人件費の増額分に相当するものでございます。利用負担金3,830万6千円は、施設入所分のほか、各種事業に係る利用者の負担分でございます。議案説明資料は18ページでございますけれども、3款 県支出金は、障害児等療育支援事業県委託金として、前年度当初比17万3千円減の450万円を計上してございます。4款 寄附金は、存置項目であり、5款 繰入金は、一般会計からの繰入金1,000万円で、前年度と同額でございます。6款 繰越金は、存置計上の1千円、7款 諸収入は、1,874万7千円であります。民生費受託金の相談支援事業分と障害児集団訓練事業分は、歳出 4款 地域療育等支援事業の一環として大仙市から受託するものでございます。放課後生活支援事業分と日中一時支援事業分は、利用者居住市町からの受託収入でございます。入所利用者作業収入649万3千円は、スノーボールの売上げ等となっております。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書の方は34ページからでございますけれども、1款事務費は、1億8,635万3千円であり、前年度当初比較で378万5千円の増でございます。職員19人に係る人件費が88.7%を占めておりますけれども、異動等による人件費増額が445万3千円となっております。その他の事務経費の内訳は、臨時職員賃金や消耗品費、借上料、研修旅費等であります。2款 事業費は、5,275万8千円であります。内訳は、調理業務委託料が3,106万2千円のほか、光熱水費や利用者の作業等に係る経費でございます。3款 共同生活援助事業費 296万4千円は、角間川更生園がバックアップ施設となって運営し、現在5人が入所している「グループホームかわみなと寮」に係る経費で、主な内訳は世話人の賃金等でございます。4款 地域療育等支援事業費は、851万4千円でございます。圏域内で暮らす障害児・者の外来療育や相談支援を主とする事業で、県や大仙市との委託契約に基づいて実施する事業でございます。臨時・パート賃金や、事業の拠点としている「地域サポートセンター」の維持管理費が主たる経費でございます。5款 放課後生活支援事業費は、475万5千円でございます。大曲養護学校児童・生徒の放課後や夏・冬休み期間中の支援をする事業で、構成市町から受託するものでございます。前年度当初比較129万9千円の増となった要因は、大仙市からの要望

を受けて定員を2名増員したことに伴いまして、パート賃金の増額によるものでございます。

次に、議案第14号 平成21年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。議案説明資料は19ページ、予算書の方は46ページになります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ129億8,037万2千円で、前年度当初比較で、10億5,344万7千円、率にして8.83%の増となっております。

歳入からご説明いたしますけれども、予算書の方は51ページからでございます。

1款 介護保険料は、22億5,770万8千円で、前年度当初比較で2億5,803万6千円、率にして12.9%の増でございます。収納率は、現年度保険料が98%、滞納繰越分については20%で積算しております。2款 分担金及び負担金は、17億9,923万5千円で、前年度当初比較で1億2,103万8千円、7.2%の増となっております。財政調整基金からの充当を前年度同額の6,000万円としてもなお、保険給付費の増等によりまして、構成市町の増額負担が必要となるものであります。3款 使用料及び手数料、30万1千円は、介護保険料の督促料等であります。4款 国庫支出金、5款 県支出金、6款 支払基金交付金につきましては、歳出 2款 保険給付費、3款 地域支援事業費、4款 民生費に対しまして、法定割合によって算出される負担金、補助金、交付金でございます。7款 財産収入は、存置項目でありまして、8款 繰入金は、1億1,903万7千円であります。介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、介護報酬改定による介護保険料の上昇を抑制するため国からの交付金の積み上げ金を充当するために新設したものでございまして、21年度繰入額は5,903万7千円であります。一般会計繰入金6,000万円は、構成市町負担金の補填分として財政調整基金から繰り入れるものでございます。9款 繰越金は、保険料の歳出還付金充当分など、100万円の計上でございます。

続いて、歳出をご説明いたしますので、議案説明資料の20ページをご覧くださいと思います。予算書の方は56ページからになります。1款 総務費は、2億4,781万7千円で、前年度当初比較971万2千円の減であります。主な内容といたしましては、一般管理費は1億4,668万5千円で、第4期計画に入る介護保険パンフレットの更新経費として約300万円の増額要素がございますけれども、異動による人件費の減や第4期介護保険計画の策定が終了することなどによりまして、前年度当初比639万1千円の減となっております。介護認定審査会費は1,813万7千円で、備品購入費の減等によりまして267万9千円の減、認定調査等費は認定申請件数の減に伴う主治医意見書作成手数料の減等によりまして61万3千円減の、7,739万4千円となるものであります。2款 保険給付費は、122億7,705万7千円で、前年度当初比較で10億3,365万円、率にして9.2%の増であります。介護サービス給付費は、110億4,590万2千円で、前年度当初比9億5,030万3千円増となっておりますが、有料老人ホーム開設に伴う訪問介護やショー

トステイ事業所開設に伴う短期入所生活介護の増、介護報酬の3%アップ等により大幅な給付費の増額が見込まれるものでございます。また、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費につきましては、利用実績により増額計上となったものでございます。議案説明資料の21ページをお開きください。3款 地域支援事業費は、3億4,127万8千円で、前年度当初比較で395万2千円、率にして1.2%の微増となっております。介護予防事業費は、主に生活評価に係る事業費の減によりまして2,049万3千円の減となっておりますが、包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援センターの人件費増等によりまして2,444万5千円の増となるものでございます。4款 民生費は、低所得者に対する交付事業費として55万円の計上でございます。5款 基金積立金は、介護給付費等準備基金積立金として、9,141万6千円でございます。6款 公債費は、一時借入が発生した場合の利子として、125万2千円を計上したものでございます。7款 諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金等の、100万1千円であり、8款 予備費は、前年度同額の2,000万円を計上したものでございます。

以上、議案第12号から第14号までの、平成21年度当初予算についてご説明申し上げましたが、引き続き 議案第15号 平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金についてご説明申し上げます。議案説明資料の方は23ページになります。

本案は、大曲仙北広域市町村圏組合組合規約第11条2項の規定により議会の議決を求めるものでございますけれども、議案第12号から議案第14号までの平成21年度当初予算に伴う構成市町負担金であり、その詳細一覧につきましては説明資料の24ページから27ページのとおりとなっておりますけれども、ここでは総額ベースのご説明をいたしたいと思っておりますので、議案説明資料の29ページの比較増減表をご覧願います。

負担金総額では、最後の合計欄のとおり前年度当初比較で6,904万2千円、率にして1.63%増の42億9,917万1千円となるものでございます。これを、各負担割合により算定した結果、大仙市は前年度当初比3,859万円増の26億5,195万9千円、構成比にしますと61.7%を占めることとなります。仙北市は前年度当初比1,613万8千円増の9億5,505万1千円、22.2%の構成比でございます。美郷町は前年度当初比1,431万4千円増の6億9,216万1千円、構成比16.1%となって、これをもって各構成市町負担金と定めるものでございます。保険給付費の大幅な増加による介護保険費負担金の増が約1億2,100万円となっているほか、法人助成費負担金も約5,000万円の増となっておりますが、西分署建設事業が終了したことによる消防費負担金の減や、財政調整基金取崩し充当額の増、および経常経費の削減等により、構成市町負担金の増加を極力抑えた予算としたものでありますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第12号から議案第14号までの平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計並びに各特別会計予算と、議案第15号の平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金について一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

議長 (佐々木昌志君)

これより、質疑に入ります。議案第14号につきまして質疑の通告がありますので、発言を許します。14番佐藤文子君、簡潔に願います。

議員 (佐藤文子君)

議案第14号につきましてお尋ねいたします。今回介護保険の見直しは、要介護認定制度においても行われようとしております。新しい認定制度では、聞き取り調査の基準変更を計画しています。その内容は主に聞き取り調査項目を大幅に削減したこと、今回分かったことでもありますけれども「認定調査員テキスト」に大幅な変更を加えたことの2点があるようでございます。調査項目の削減によって要介護者の実態が反映されにくく、モデル事業において二次判定で軽度と認定されたケースが2・3割にもものぼったとの事例もありますし、またテキストの変更では重度の寝たきり状態の人などが複数の項目で「自立」いわゆる介助必要なしと認定されることが分かったようでもあります。いずれ今回の新しい認定制度では、要介護度の軽度化につながる恐れがあるというふうにも指摘されております。もちろん認定が軽くなりますとサービス利用限度額も施設への報酬も減るわけですので、利用者の生活や事業者の経営にも大きな打撃となるわけでもあります。こうしたことから、新しい要介護認定制度の4月実施を見送って欲しいという動きも全国的に起こっているわけですが、当広域の介護保険事務所ではこうした要介護度の軽度化というものを、利用者の実態に沿ったサービスが出来なくなるといったことのないようにしていただきたいと思っておりますが、今回の新しい認定制度についてどのようにお考えなのか。もう1点は、こうした機械的で利用制限ともとれるような新制度は実施しないよう国に対して求めていくことも必要ではと思ったわけですが、この2点につきましてお聞きいたします。

議長 (佐々木昌志君)

14番佐藤文子君の質疑に対する答弁を求めます。介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

ただ今の質問にお答えいたします。

介護保険の見直しによる要介護認定についてでございますが、見直しの背景といたしましては、要介護認定の適正化と認定審査の効率化を目的としたものであります。調査項目は現行の82項から、「介護の要否に関係しないもの」「客観的に判断が難しいもの」等の14項目が削除され、新たに「買い物」又は「簡単な調理」など生活適応に関するものや「自分勝手に行動する」「話がまとまらない」など社会的行動の評

価に関する6項目を追加し、計74の項目となるものでございます。

次に、この見直しによりますモデル事業の二次判定、認定審査会において2ないし3割の方々が軽度化されるとのご指摘についてであります。この見直しは、認定審査の効率化、地域による判定の格差是正等を目的に審査判定の精度を高めるために実施されるものであります。現に当広域組合で実施しましたモデル事業では、現行の認定結果と差のないものとなっており4月からの審査判定への影響は少ないものと考えております。次に、認定調査員テキストの変更により重度の寝たきり状態の方々が複数の項目で「自立、介助なし」と判断されるとのご指摘についてでございますが、介護度の基準は、介護にどれだけの手間がかかるかを判断するものであるため、寝たきり状態になると移動等の実際に手間のかからない項目では、テキスト上の一次の判定では「自立」と判断される場合もあります。しかし、こうした場合、寝たきり等により全く動けないケースにつきましては、調査員がその状態を特記事項に詳しく記載するため、審査会の最終の二次判定において十分加味されることとなりますので、議員がご懸念されるような判定は避けられるものと考えておるところでございます。

次に、サービス利用限度額と介護施設への報酬減額についてでございますが、利用限度額につきましては介護度の状態に応じてサービス必要量を算定したものであります。特殊なケースを除きまして、不要なサービスあるいは過剰なサービスがなされていない限りは妥当な額と考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。当広域組合といたしましては、この度の改正を遵守しまして更に適正化に向け、研修会等を通じて認定調査員、認定審査委員のさらなる資質向上を図り、今後とも公正かつ公平な介護認定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（佐々木昌志君）

14番、再質問はありますか。

議員（佐藤文子君）

二次判定の軽度化につながる恐れというようなものは、いわゆる調査員が特記事項として記す内容というものを十分に審査委員会で配慮していただくという方向で進めていきたいという意味のようですので、この辺を広域で、そうした重度の人たちが軽度化するというようなことを防ぐ意味での認定調査員及び認定審査会での、利用者の実態に応じた審査をされるようお願いをして質問を終わります。

議長（佐々木昌志君）

はい、管理者。

管理者（栗林次美君）

今、介護保険事務所長が説明したとおりでありますけれども、当圏域は、医師会、医療関係者、保健関係者や福祉関係者の皆さんで構成しております審査会は、非常に他の圏域に比べて難儀をかけておりますが、非常に良くやっけていただいているという

評価を外から頂いております。さまざまな課題を持ちながらの審査或いは調査員の問題もありますけれども、この審査会の皆さんがしっかり機能しているといえますか、利用者に目を配りながらやっていらっしゃるということがこの圏域の介護保険の審査会の特色だと思っていますので、議員がいろいろご心配の点があるかと思えますけれども、こういった問題は我々のところでは克服できるものだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 (佐々木昌志君)

以上で通告による質疑を終わります。他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声)

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。14番佐藤文子君。

(佐藤文子君)

議案第14号につきましては、先ほど反対いたしました介護保険条例の改定案が盛り込まれた予算であるという立場から、賛成はできないものであります。以上です。

(佐々木昌志君)

ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声)

これにて討論を終結いたします。

これより「議案第12号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第13号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第14号」を採決いたします。

本案につきましては、異議がございましたので、起立による採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成13名、反対2名)

着席願います。起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成21年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。